

# 一 制定・改廃の概要 一

条例・規則名 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例

公布年月日・番号 平成26年12月26日・東京都条例第181号

## 1 概要

### (1) 改正理由

水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十六年環境省令第三十号。以下「省令」という。）の施行による排水基準を定める省令（昭和四十六年総理府令第三十五号）の改正に伴い、公共用水域に排出する汚水のカドミウム及びその化合物に係る排水基準を改正する。

### (2) 改正内容

公共用水域に排出される汚水のカドミウム及びその化合物に係る排水基準（単位 一リットルにつきミリグラム）を次のとおり改正する。

ア 水道水源水域に汚水を排出する新設の工場 0.01から0.03に改正

イ ア以外の工場・指定作業場 0.1から0.03に改正

ウ ア以外の工場・指定作業場については、イにかかわらず、次のとおり、暫定的な排水基準（単位 一リットルにつきミリグラム）を設定する。

有害物質の種類	業種	許容限度
カドミウム及びその化合物	金属鉱業	0.08
	非鉄金属第一次製鉄・精製業（亜鉛に係るものに限る。）	0.09
	非鉄金属第二次製鉄・精製業（亜鉛に係るものに限る。）	0.09
	溶融めっき業（溶融亜鉛めっきを行うものに限る。）	0.1

エ この条例の施行の際既に設置され、又は着工されている工場又は指定作業場については、省令の施行日から六か月間（水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第三に掲げる施設がこの条例の施行の際既に設置され、又は設置の工事がなされている工場又は指定作業場にあつては、一年間）の猶予期間を設ける。

## 2 施行日

平成27年1月1日

## 3 問合せ先

東京都環境局自然環境部水環境課

直通 03-5388-3494

内線 42-655